

# 業務運営に関する規定

(2022年3月13日制定)

源口技術士事務所

## 求人

- 当事務所は、日本国内の全職種に関する求人の申込みを受理します。ただし、その申込み内容が法令に違反する場合、賃金、労働時間などの労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当である場合及び反社会的勢力に関連する求人である場合にはには受理しません。
- 求人の受理後に反社会団体に当該求人が関係していることが判明した場合には、何らの催告を要せず当該求人は申込時に遡及して取り消しされるものとし、当事務所は当該求人に關して一切免責されるものとします。
- 求人は、求人者またはその代理人が所定の書式によりお申込みください。直接来社できないときは、電話または電子メールにてお問い合わせください。なお、お申込みは日本語または英語のみ受け付けます。
- 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間その他の労働条件を、あらかじめ書面の交付または電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付または電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらのこと方法以外の方法により明示してください。

5. 求人者が採用した人材が自己の意思により、又は就業規則違反等の人材の責に帰すべき事由により、短期退職した場合には、求人者から支払われた紹介手数料について、契約で決定した割合で計算された金額を求人者に払い戻します。ただし、人材が専ら求人者の都合、労働条件やその他の提示された就労環境等との不整合及、職場内いじめや不当な差別などにより退職することとなった場合には、紹介手数料の返戻は行いません。
- 1ヶ月未満の在籍で退職の場合 手数料の 50%（求人者との個別契約により別途異なる定めをする場合には、その定めに従います。）

## 求職

6. 当事務所は、日本国内の全職種に関する国内からの求職の申込みを受理します。ただし、その申込み内容が法令に違反する場合及び反社会的勢力に関連する暴力団員などからである場合にはには受理しません。
7. 求職の受理後に求職者が反社会団体に関係していることが判明した場合には、何らの催告を要せず当該求職は申込時に遡及して取り消しされるものとし、当事務所は当該求職に関して一切免責されるものとします。
8. 求職は、本人が所定の書式によりお申込みください。直接来社できないときは、事前に、電話または電子メールにてお問い合わせください。なお、お申込みは日本語または英語のみ受け付けます。

## 紹介

9. 求職者には、職業安定法第 2 条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう紹介に努めます。
10. 求人者には、その希望に適合する求職者を紹介できるよう努めます。
11. 紹介に際しては、求職者に、従事すべき業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件を、あらかじめ所定の求人票または希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ所定の求人票または電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめこれらの方針以外の方法により明示します。
12. 求職者を求人者に紹介する場合は、所定の推薦状にて紹介手続きを行います。
13. いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
14. 当事務所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業または作業所閉鎖の行われている間は、求人者に紹介を行いません。
15. 就職が決定した際には、求人者から別表の手数料表に基づき紹介手数料を申し受けます。

## その他

16. 当事務所は、職業安定機関及び他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、職業紹介事業に係る苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対応し、その結果については申し出者

に通知します。なお、当該事業に係る苦情処理の責任者は、各事業所の職業紹介責任者とします。

17. 雇用関係が成立したときには、求人者、求職者双方から当事務所にご連絡ください。また、本所の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から1箇月以内に離職(解雇された場合を除く。)した場合には、求人者から本所に対して報告してください。
18. 当事務所は、求職者または求人者から知り得た個人情報を、個人情報適正管理規定に基づき適正に取り扱います。
19. 当事務所は、求職者または求人者に対し、その申込みの受理、面接、相談・助言、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取り扱いは一切行いません。
20. 当事務所の人材紹介サービスに関わる手数料表につきましては「届出制手数料に係る手数料表」をご確認ください。
21. 当事務所の取扱職種の範囲等は、法律で認められている国内の全職種です。
22. 当事務所の業務運営に関する規定は以上のとおりですが、当事務所の職業紹介事業はすべて職業安定法、通達及び関係法令に基づいて運営しますので、不明な点は担当者にお問い合わせください。

以上